

阿蘇地域世界農業遺産推進協会賛助会員取扱要領

阿蘇地域世界農業遺産推進協会規約（以下 規約）第4条3項で定められている賛助会員の取り扱いについて、下記のとおりとする。

記

1 賛助会員資格

規約第2条に賛同し、世界農業遺産を活用し阿蘇地域の発展に寄与する活動を行なう団体・企業等を賛助会員とする。

2 加入申し込み

阿蘇地域世界農業遺産推進協会に賛助会員として加入を希望する団体・企業等は、別紙様式1に必要事項を記入し、協会事務局に加入申し込みを行なう。

3 加入の承認

規約第7条2項（4）の規定に基づき、総会で賛助会員の加入承認を行なう。

4 加入承認の通知

阿蘇地域世界農業遺産推進協会事務局（以下 事務局）は、別紙様式2により総会で加入が承認された旨を賛助会員に通知する。

5 賛助会員の脱退

規約第5条の通りとする。

6 賛助会員の除名

規約第6条の通りとする。

7 活動実績の報告

賛助会員は毎年度末、事務局へ当該年度の活動実績を行なうものとする。（様式は自由）

別紙様式2

阿世協第 号
平成 年 月 日

様

阿蘇地域世界農業遺産推進協会
会 長 工 藤 保 雄

阿蘇地域世界農業遺産推進協会賛助会員の加入承認について（通知）

平成 年 月 日に申込があった阿蘇世界農業遺産推進協会賛助会員の加入
申込については、平成 年 月 日に開催された通常総会で承認されたところを
通知します。